

指名停止措置の概要

1	指名停止措置業者名及び住所	
	指名停止措置業者名	株式会社東日本宇佐美 代表取締役 高橋 智幸
	住所	東京都文京区本郷二丁目22番2号
	登録番号	2549
	指名停止措置期間 令和8年5月15日～令和8年12月14日（7か月）	
指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
事実概要 （株）東日本宇佐美は、東京都に交渉窓口が存在する運送業者等に給油カードを発行等して販売する軽油を販売する業務に関し、令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第4号（独占禁止法違反） 3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

問い合わせ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
--------	--